

平成 23 年 9 月 13 日

登録事業者 各位

(社)岩手県ビルメンテナンス協会  
会長 伊藤 英明

### 清掃作業従事者研修指導者講習会(新規・再講習)のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の登録事業者は、建築物衛生法に定める「登録に必要な人的要件」を満たすための研修として、清掃作業従事者研修を実施することになっています。

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会は、建築物衛生法第 12 条の 6 に基づく指定団体事業の一環として、各登録事業者が行う従事者研修が計画的に行われ、かつ研修の水準の確保を図るため、当該事業者の従事者研修指導者を対象とした標記講習会を行っています。標記講習会は、厚生労働省健康局生活衛生課長通知(平成 16 年 3 月 31 日付健衛発第 0331005 号及び平成 21 年 3 月 30 日付健衛発第 0330001 号)において示されているものです。

つきましては、当協会では全国協会に協力し、標記講習会を開催することといたしましたので、別紙の通り、ご案内いたします。

標記講習会の認定期間は 3 年間となっており、①新規講習(初めて受講される方)、②再講習(今までに受講された方)の 2 コースに分けて実施いたしておりますので、該当するコースにお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、平成 23 年度より新規講習を受講される方の受講資格の改定を行いましたので、ご承知置き下さい。

また、全国協会では、企業内で行われる従事者研修の証明事業を行っておりますが、本講習を受けていない指導者による研修の場合は、研修実施状況(計画)書への証明はできませんのでご承知置き下さい。

登録事業者の事業主各位におかれましては、是非この機会に清掃作業従事者研修指導者講習会をご受講いただき、企業内研修の体制を整えられますようご案内申し上げます。

敬具